

東海村自然調査員 presents  
**自然調査最前線！！**

**「身近な自然を調査中です」**
**東海村自然調査団**

村内では現在、各分野の専門家によって結成された自然調査団が調査を行っています。

この自然調査は平成2年以降、約10年ごとに実施しているもので、過去2回の調査結果については『東海村の自然』『東海村の自然誌』として刊行されています。

現在の調査は、平成30年の刊行を目指して行っています。自然調査の開始から30年の時を経て、村の自然がどのような変遷を遂げているのか、最新の調査結果が待たれるところです。

なお、自然調査団の活動は、調査だけではなくありません。子どもたちを対象としたホタル観察会やエンジョイサマースクール(写真①)、化石の採集体験(写真②)などの活動を行っているほか、東海村文化祭へも出展し、岩石等の展示解説(写真③)を行いました。

今年度もこのコーナーで、村の身近な“自然”を紹介していきます。村内での動・植物や化石・岩石の発見、身近な自然に関する疑問・質問等がありましたら、お気軽にお寄せください。

■**問い合わせ** 生涯学習課文化・スポーツ振興担当(☎282-1711 内線1423)


**「電力の小売全面自由化」**

4月1日から電力の小売が全面自由化されたことに伴い、皆さんもさまざまな電気事業者から、訪問や電話による勧誘を受けていませんか。

今回は、電力自由化に便乗した悪質商法の事例と、その対応ポイントについてご紹介します。

【事例1】「〇〇電力会社と契約すると電気を安く提供できるので、訪問して設備を確認したい」と電話があり、了承してしまった。〇〇という会社名は初めて聞かすが、信用できるだろうか？

▶「料金が安くなる」などの勧誘トークには注意が必要です。小売電気事業者は登録制で、事業者登録の有無や供給地域は、電話で確認できます。

◆**経済産業省専用ダイヤル**…☎0570-028-555  
(土・日曜日と祝日を除く、午前9時～午後6時)

◆**経済産業省電力取引監視等委員会の相談窓口**…  
☎03-3501-5725(午前9時30分～正午、午後1時～6時30分)

【事例2】電気代が4割安くなるという電話があったが、4割も安くなることあるのか？

▶電力以外の商品・サービスとのセット契約の場合や、長期契約で解約時に違約金が発生する場合がありますので、よく確認しましょう。

【事例3】「電力自由化までに太陽光発電システムを設置して売電すればもうかる」という電話があった。設置費用は200万円で、ローンを組むと毎月1万円の支払いで済むという話だったが、売電価格の保証もなく、年金暮らしでローンを抱えるのは不安なので契約しなかった。

▶電力小売自由化に便乗して、太陽光発電システム・プロパンガス・蓄電池等の勧誘が行われています。電力の小売自由化と直接関係のない契約については、その必要性をよく考えましょう。

■**問い合わせ** 消費生活センター(村民相談室内)☎287-0858)

**国民年金  
だより**

**国民年金の  
免除制度**
**■退職(失業)による特例免除制度**

厚生年金・共済年金に加入していた方が、20歳以上60歳未満で退職(失業)すると、国民年金の第1号被保険者となり、保険料を納めることになります。このとき、経済的に困難な方については、特例免除申請により保険料の納付が免除されます。

申請を希望する方は、ハローワーク発行の雇用保険受給者証、または雇用保険被保険者離職票をお持ちください。ただし、配偶者や世帯主に一定の所得があるときは、免除が認められない場合があります。

**■学生納付特例制度**

国民年金は、20歳からの保険料納付が義務付けられていますが、学生の場合は、申請により在学中の保険料納付を猶予することができます。

申請を希望する方は、有効期限の記載のある学生証(写し)または在学証明書(原本)をお持ちください。

**■過去の免除申請について**

申請時点の2年1か月前の月分までさかのぼって、免除申請できます。

**■問い合わせ**

水戸北年金事務所(☎281局2283)、福祉保険課国保年金担当(☎282局1711 内線1133)